

## 令和3年 滑川町農業委員会 第6回総会 議事録

召集月日	令和3年6月18日(金)				
開 会	令和3年6月25日(金) 午前9時25分				
閉 会	令和3年6月25日(金) 午前11時30分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	鯨井丈晴	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	8番	西澤 泉	9番	赤沼 裕	

第 6 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 32 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 33 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 34 号	農地法第 4 条制限除外について
日程第 5	議案第 35 号	滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第 6	議案第 36 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)
日程第 7	議案第 37 号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
日程第 8	議案第 38 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 9	議案第 39 号	農地法第 5 条(届出)について
日程第 10	議案第 40 号	滑川町農業委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について

日程第 11	議案第 41 号	滑川町農業委員会農地改良届取扱要領等の廃止について
--------	----------	---------------------------

顛 末

○開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。定刻前なのですが皆さんお揃いですので、これから令和3年第6回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者の報告ですが、ございません。農地利用最適化推進委員さんも全員出席でございます。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 はい。委員の皆さん、おはようございます。第6回の総会にご出席頂きまして、ありがとうございます。田植えの方もほぼ順調に済んで、もう早い方は終わった頃かと思えます。65歳以上の方のワクチン接種も6月1日から森林病院、町の体育館では6月9日から毎週水・木・日の3日間で始まり、私も20日の日に接種を受けてきました。それから、21日からは町内の医院さんでもワクチン接種が始まっている様です。6月中には65歳以上の方の1回目のワクチン接種がだいたい終わり、7月には第2回目が終わって、65歳以上の方はこれで何とか落ち着いた状態になると思えます。そして11月頃には国の方針として希望する全国民が接種できるように現在進められており、年内にはこれも落ち着き、来年には皆さんが元通りの生活が送れるようになれば良いかなと思っているところです。また本日は議案が大変多く、12時までには終わるようできる限り、皆様にご協力頂いて慎重審議をお願いしたいと思しますので宜しくお願い致します。一応、会長の挨拶とさせていただきます。宜しくお願い致します。

事務局長 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきますと思いますが、滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めたいと存じますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会規則によりまして、議長を務めさせていただきます。ただ今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会規則第6条の規定による定足数に達しております。令和3年滑川町農業委員会第6回の総会は成立を致しました。こ

れより開会します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日の出席の農地利用最適化推進委員は、9 名中 9 名でございます。質疑がある場合は、挙手、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願い致します。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号 8 番、西澤委員さん、議席番号 9 番、赤沼委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の鯨井主任をお願い致します。以上で日程第 1 を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第 2、議案第 32 号「農地法第 3 条について」を、議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事 務 局 はい。事務局より、議案第 32 号「農地法第 3 条(委員会)について」をご説明致します。今月の申請件数は 2 件、1,978 m<sup>2</sup>になります。それでは整理番号 1 を説明、朗読させていただきますので、議案書の 1 頁、図面は議案第 32 号資料 1 をお手元にご用意ください。それではご説明致します。番号 1、申請地の 1 つ目は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、317 m<sup>2</sup>。2 つ目は、同じく〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、838 m<sup>2</sup>。合計 2 筆、1,155 m<sup>2</sup>になります。譲渡人は、ふじみ野市〇〇〇×××番地×××、□□□様。譲受人は、東松山市〇〇〇×××番地、□□□様になります。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請

理由ですが、営農規模拡大のため、現在管理している農地について、贈与により所有権の取得をしたいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断することになります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

7 番 2班、議席番号7番の贄田です。調査日6月21日、月曜日、午前9時より2班の農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を致しました。私が担当委員なので続けて説明させていただきます。場所は〇〇〇集会所前の町道×××号線を東に向かいまして、×××m程いった所の左側にあります。申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、317㎡。滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、838㎡です。申請人の□□□さんの耕作面積は、水田4,837㎡、畑3,022㎡となっております。また、いずれの水田、畑、7か所を確認しましたが、良好に管理されておりました。今回の申請は畑の規模拡大により、野菜の人参、大根、茄子等を中心に作付けをしていきたいということであります。申請理由を簡単に読み上げさせて頂きたいと思っております。今回の申請ですが、譲渡人は現在、ふじみ野市に在住しておりまして、高齢で相続によって所有権を取得した農地の為、今後、管理をしていくのが困難なので、以前から管理を手伝って頂いている申請人である□□□さんに譲り渡したいという事でありました。申請地は自宅より×××分くらいの所でありまして、日常的に農作業をしている農地から近いことから、手続きを行う事に致しました。労働力の状況は、通常本人が耕作しておりますが、休日には娘夫婦と孫が農作業に協力してもらっているので、労働力は確保されています。農機具はトラクター1台、管理機1台、草刈機1台、田植

機1台、軽トラック1台を所有しております。調査の結果、今回の申請については適当と見受けられましたので審議の程、宜しくお願ひ致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区担当の推進委員、□□□です。対象の耕作地は申請人の自宅から×××分程の所にあり、日頃から申請地を管理していること、また現在、水稻栽培と野菜を中心に農作物を出荷しており、後継者として娘さん夫婦とお孫さんが農作業に協力しているので、農業をこれからも続けることが可能だと思います。また申請地は、図面を見ればお分かり頂けると思いますが、左右を道路に囲まれておりまして、北側は、申請者の耕作地に面しております。その現状の形を生かして、管理しながら野菜を栽培していくという事です。今後も継続的に野菜を作り続けるという事ですので、周辺農地への影響は無いものと思われまゝ。本申請に関する意見は以上になります。

議 長 はい。ありがとうございます。他には。ただ今班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

5 番 はい。5番、高柳です。農業委員会に関係するかがちょっとわからないのですが、この〇〇〇という所を昨日通行していたところ、〇〇〇市の〇〇〇方面に向かうところで、木がだいぶ枝が垂れ下がっており、乗用車や農耕車に引っかかってしまうような様子だと思います。農地か山林か調べてもらわないとよくわからないのですが、大きいトラックではぶつかってしまいます。もし、担当が農業委員会ではなく、建設課であれば、その旨を伝えて頂けるとありがたいのですが。宜しくお願ひ致します。

事務局 それについて事務局からですが、総会が終わった後に場所を教へてもらって、確認してからということですので宜しいでしょうか。

5 番 はい。宜しくお願ひ致します。

議 長 はい。ありがとうございます。他には。宜しいですか。それ

では無いようですので、申請の通り番号1について許可する事に賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい。全員賛成ですので議案第32号番号1については、申請の通り許可と決定致します。

議 長 続きまして、議案第32号番号2の説明を事務局よりお願い致します。

事務局 はい。続きまして事務局より、整理番号2の説明、朗読をさせて頂きます。議案書は同じく1頁、図面は議案第32号資料2をお手元にご用意ください。それではご説明致します。番号2、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、農振農用地、823㎡、になります。譲渡人は、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様。譲受人は、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様になります。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、営農規模拡大のため、現在、貸借中の農地について、売買によって所有権の取得をしたいというものになります。先程と同じく、農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんをお願い致します。

7 番 2班、班長、議席番号7番、贄田です。調査日6月21日、月曜日、午前9時より農業委員2名、最適化推進委員2名で行いました。担当委員は私ですので続けてご報告致します。場所は〇〇〇前の×××号線を北に向かって×××m程行った所を右折して、×××m先の左側にあります。申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、823㎡です。申請人の□□□さんの耕作面積は、畑



4,617 m<sup>2</sup>、うち借入地 2,169 m<sup>2</sup>となっております。いずれの畑も担当委員で調査、確認致しましたが、良好に管理しておりまして、現在も JA 滑川農産物直売所に季節の野菜、果実等を毎日出荷しております。今回の申請は、畑の規模拡大として、季節の野菜を作付けしていきたいという事であります。申請理由を簡単に読み上げます。今回の申請地ですが、譲渡人が高齢で、また農業経験が未熟で耕作に必要な農機具等を所有しておらず、農地として有効利用や管理がされていない状況であります。申請地はたまたま自宅の近くにありまして、譲渡人は今後管理をして行くのが困難なので、以前から管理を手伝ってもらっている申請人に譲り渡したいと相談を受けたという事であります。申請地は自宅より5分くらいの場所にあります、日常的に農作業を行っている農地に近い事から手続きを行う事に致しました。労働状況は通常本人が耕作しておりますが、休日には妻と息子2人が農作業に協力して行っており、労働能力は十分に確保されています。農機具はトラクター1台、耕耘機1台、運搬車1台、軽トラック1台を所有しております。調査の結果、今回の申請については、適正であると見受けられました。審議の程、宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区担当の推進委員の□□□です。申請者は今後とも農業を継続していきたいと意欲的で、申請者の奥さんや子供2人が農作業に協力的で繁忙期には手伝ってもらえるということなので、今回、取得した土地も有効に耕作して頂けるものと思われれます。この土地は以前から所有者の耕作のお手伝いをしていた土地で、この土地自体は道路と水路に面しており、残る二面は宅地や法敷面に囲まれておりますので周辺の土地から隔離されております。このまま野菜を作り続けるとのことで、周辺耕地に影響を与えることはないと思います。本申請に関する意見は以上になります。

議長 はい、ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明を頂き

ました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り議案第 32 号番号 2 について、許可する事に賛成の方の挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので議案第 32 号番号 2 については、申請の通り許可と決定致しました。日程第 2、議案第 32 号は以上となります。

議長 日程第 3、議案第 33 号「農地法第 5 条について」を議題と致します。なお番号 1 につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の「議事参与の制限」に該当する委員がおられますので、該当委員についてはご退席をおねがいします。

推進委員 はい。宜しくお願い致します。

(□□□推進委員、退席)

議長 それでは、議案第 33 号番号 1 の説明を事務局よりお願い致します。

事務局 事務局より、議案第 33 号「農地法第 5 条(知事)について」をご説明致します。今月の申請件数は 4 件、5,310 m<sup>2</sup>の転用申請が審査対象となります。整理番号 1 から説明、朗読をさせていただきますので、議案書は 2 頁、図面は議案第 33 号資料 1-①から③をお手元にご用意ください。それでは説明致します。番号 1、申請地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域外の農地、999 m<sup>2</sup>、同じく○○○×××番×××、畑、農振地域外の農地、722 m<sup>2</sup>、合計 2 筆、1,721 m<sup>2</sup>になります。農地の区分ですが、2 筆とも、10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため 2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は、滑川町大字○○○×××番地×××、□□□様。譲受人は、滑川町○○○×××番地×××、有限会社□□□、代表取締役、□□□様です。申請事由ですが売買により農地を取得し、資材置場として利用するため、転用したいというものです。なお、本計画の総

事業面積は 2,608.06 m<sup>2</sup>であり、農地以外にも宅地面積約 887 m<sup>2</sup>が含まれております。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 はい。4班の班長 13番の金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査を6月19日、土曜日の午前8時より、農業委員5名、農地利用最適化推進委員2名、計7名にて実施しました。担当ですので、続けて報告致します。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から〇〇〇に向かい〇〇〇の信号を直進し、〇〇〇を越え〇〇〇を左折して×××m程進んだ左側になります。申請者は、調査地から×××m程離れた所にある、有限会社□□□、代表取締役の□□□さんです。申請内容としては、対象の土地を購入し、資材置場にしたいとのことです。申請理由としては、現在、資材置場として2か所の土地を利用しているが、満杯で資材の整理ができず不便をきたしており、これを解消したく、宅地を含む2,608 m<sup>2</sup>を取得して、建設重機を含む資材置場としたいとの事です。調査した結果、対象は宅地を含む土地で休耕中の畑でした。南側は道路で、東側はお寺、北と西は畑で地主の同意は得られています。境界の確認も出来ました。添付書類として、土地選定理由書、有限会社の定款、工事見積書、資金計画書、取締役会議事録などがあります。審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇担当推進委員、□□□です。先程、担当委員さんの方から詳しい説明がありましたが、計画書及び隣接する土地の同意書も添付されており、現地調査したところ、特に問題は無いと思われますので、どうかご審議の程、宜しくお願い致します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意

見・ご質問がありましたら挙手をお願いします。宜しいですか。  
それでは、無いようですので申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい。全員賛成ですので、議案第 33 号番号 1 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。以上で番号 1 を終わります。退席委員さん復席をお願い致します。

(□□□推進委員、復席)

議 長 □□□委員さん、許可相当と決定致しましたので、ご報告致します。

推進委員 ありがとうございます。

議 長 それでは、議案第 33 号番号 2 についての説明を事務局よりお願い致します。

事務局 はい。続きまして事務局より整理番号 2 の説明、朗読をさせて頂きます。議案書は同じく 2 頁、図面は議案第 33 号資料 2-①と②をお手元にご用意ください。それでは説明致します。番号 2、申請地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、1,451 m<sup>2</sup>です。農地の区分ですが 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2 種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は滑川町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は川越市○○○×××番地×××、有限会社□□□、取締役の□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、太陽光発電施設を建設するため、転用したいというものになります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんをお願い致します。

5 番 はい。1 班、班長の 5 番、高柳です。6 月 19 日、土曜日 10 時より農業委員 4 名、推進委員 3 名、計 7 名で現地調査を行い、申請地の境界杭等を確認しました。詳細については担当委員の井上

さんをお願い致します。

- 14 番 はい。担当委員の14番、井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては、役場を〇〇〇して〇〇〇線を〇〇〇方面に向かい、〇〇〇から×××km程行った〇〇〇の所を〇〇〇に曲がって×××m程行った〇〇〇が申請地です。面積は1,451 m<sup>2</sup>です。理由書がございますので読ませて頂きます。譲渡人の□□□さんは、今後の農地の維持・管理に苦慮していた所、太陽光発電施設用地を探している事業者がいる事を知り、売却に応じる事になりました。譲受人は「有限会社□□□」として、平成15年8月20日に法人として設立し、本店となる埼玉県川越市から管理できる関東圏で、太陽光発電事業を行っています。現在27か所で太陽光発電事業を行っておりますが、この度、更に太陽光発電事業を拡大させようと計画しました。会社から1時間圏内にあり、定期的に巡回する等きちんと管理を行っております。雑草や草木の除草についても専門業者と年間契約を締結する事で、土地の管理も適切に行っており、近隣の土地からの苦情等もありません。太陽光パネル324枚を設置し、49.5kwの施設となります。周囲はネットフェンスを設置します。雨水の排水は敷地内での自然浸透とします。ということが計画の内容です。また経済産業省の許可についても既に取得済みとなっております。万が一、問題が生じた場合は責任を持って問題解決にあたります。以上です。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇担当の推進委員、□□□です。現地調査をして、境の杭などをしっかり確認が出来て、問題は無いと思うのでご審議の程、宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。他には。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件について、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の

方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい。全員賛成ですので、議案第 33 号番号 2 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付致します。

議 長 続きまして議案第 33 号番号 3 の説明を、事務局よりお願い致します。

事 務 局 はい。事務局より、続きまして整理番号 3 の説明、朗読をさせていただきます。議案書は同じく 2 頁、図面は議案第 33 号資料 3-①から③をお手元にご用意ください。それでは説明致します。番号 3、申請地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、1,675 m<sup>2</sup>です。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行なっていない小集団農地であるため、2 種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は先程と同じ、川越市〇〇〇×××番地×××、有限会社□□□、取締役の□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、太陽光発電施設を建設するため、転用したいというものになります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

8 番 3 班、班長の 8 番の西澤です。6 月 19 日、8 時 30 分より、農業委員 2 名、推進委員 2 名にて現地調査を行いました。詳細につきましては、担当委員であります、宮島委員よりお願い致します。

12 番 3 班、12 番、宮島です。担当委員として説明致します。申請地は役場を出て、〇〇〇線を〇〇〇方面に向かい、〇〇〇手前の道路を〇〇〇方面に向かい、×××m くらいいった所でございます。□□□氏が所有する農地を有限会社□□□が購入して所有権移転をし、太陽光発電施設を建設するための 5 条申請でございます。所在地は〇〇〇字〇〇〇×××番地×××、面積は、畑 1,675 m<sup>2</sup>

でございます。申請書に理由書が添付されております。まず転用行為の必要性が明記されております。優れた再生可能エネルギーの一つである太陽光発電事業に参加することにより、自然環境の保護や環境にやさしいエネルギーの供給に貢献したいと書かれております。この土地の選定理由でございますが、契約していた発電表面積に合った土地である事、南斜面であり、太陽光発電施設に向いている事が挙げられております。他に土地利用計画書、資金計画書、隣地同意書が添付されております。現地調査の中で、現地では案内人がおりましたので、何点か質問等を行いました。まずは申請の中に素掘り側溝があったのですが、その素掘り側溝の面積が少し小さいのではないかとということをお話しされたところ、もう少し大きくしたものを設けるとということをお話しされました。それと、境界杭は確認できたのですが、今後の事もありますので、境界杭は一周回れる様な形で草刈り等をして頂くことで了解頂き、対応してもらうことになりました。もう一点なのですが、申請書の中の土地利用計画と周辺農地の被害対策の中で、盛土が130㎡とありました。この盛土について、申請書の中では搬入土なのか敷地内の流用土なのか、わかり難かったのですが、これについては、原則的には事業の区域の土を流用するという事です。ただ万が一、足らなかった場合は、よそから持ってくるという様な事でもございました。それに対する理由付けは申請書の中には書かれてございませんでしたので、それについては、どのようにするのか聞いて確認を必要があると思っております。こうした中で、この申請の転用についてはやむを得ないものでないかなと思っております。宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区、推進委員の□□□でございます。私も現地調査に行きましたけれども、当該申請地は、とても傾斜がきつく、耕作するにはとても困難な土地である事、また現在は脱炭素化の時代でございますので、そういう事を鑑みれば、やはり宮島委員と同じようにこの転用申請については、やむを得ないものと考え

ます。それと万が一、外部から土砂の搬入がある場合には、どこからその泥を持ってくるのか、また水稻の灌漑に使う溜池等下流にございますので、できれば土壌検査の実施も必要ではないかなというように考えます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他にありますか。

8 番 はい。8番の西澤です。先程、宮島委員、□□□推進委員からお話がありました通り、搬入土が発生する場合、下流に水田で利用する沼がありますので、その泥についてしっかりと調査の方を事務局より依頼していただくようお願いしたいと思います。以上になります。

議 長 はい。ありがとうございます。ちょっとここで少し図面確認の時間を取るため、中断致します。

(各委員が議案資料の図面等の確認を行う)

議 長 これより、再開致します。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、この案件につきましては、先ほどの意見を踏まえた条件付きでの審議とさせて頂くことで宜しいですか。事務局まとめて頂けますか。

事務局 では、すみません。事務局の方から先程の意見をふまえて、条件の内容を確認したいのですが、申請内容そのもの、農地転用そのものについては、やむを得ないという考え方を皆さんから頂いていたかと思うのですが、その中で、やはり入ってくる土について、極端な事を言えば周辺の農地に影響のない土でないという事がポイントになると思います。整理をしますと、条件としましては、造成計画を再度精査していただき、搬入土を行う場合については、その土がしっかり検査等された土である事が確認できるようにしてもらうという事を条件に、許可相当であるという審議を諮るという内容で採決を頂ければと思います。

議 長 はい、それでは、今、事務局から説明があった通り、条件付きという事で、賛成の方の挙手をお願い致します。



(委員全員の挙手あり)

議 長 それで宜しいですか。全員賛成ですので、議案第 33 号番号 3 については、条件付きの許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付致します。

議 長 続きまして、議案 33 号番号 4 についての説明を事務局よりお願い致します。

事 務 局 はい。続きまして事務局より、整理番号 4 の説明、朗読をさせていただきます。議案書は同じく 2 頁、図面は議案第 33 号資料 4-①から③をお手元にご用意ください。それでは説明致します。番号 4、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、463 m<sup>2</sup>です。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2 種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己居住用住宅を建設するため、転用したいというものです。なお、事前に委員の方からご質問をいただいた件について、合わせてご説明をさせていただきます。本日配布した資料の中に議案第 33 号追加資料と書かれているものがあつたと思うのですが、そちらをお手元にご用意ください。

(各委員が配布資料の確認するため、小休止)

事 務 局 そちらについて、簡単に説明の方をさせて頂きたいと思います。農業委員会で農地の区分があるように、町には都市計画法に基づく区分も存在しております。一般的には市街化区域と市街化調整区域という区分けがされているのですが、市街化調整区域では市街化の抑制し、農業振興等を優先すべき区域と指定されております。さらに市街化調整区域においては、都市計画法第 34 条第 11 号、12 号と呼ばれる区域が存在しております。図面の赤色の着色箇所が 11 号区域、黒の斜線箇所が 12 号区域と呼ばれておりまして、既存集落と呼ばれる区域になります。11 号区域は第三者にお

いても専用住宅の建築を認めている区域です。既存集落と呼ばれる黒の斜線の区域では、親族等の一定の要件を満たす者しか住宅の建築ができない区域となっております。事前の質問の内容としましては、今回、土地所有者と住宅建築者が親族関係でないのに住宅建築が可能なのかとのご質問でした。そちらの内容を説明しますと、資料の裏面をご覧ください。こちらが今回の申請における開発上の要件になります。簡単に申し上げますと、20年居住の親族要件を満たす者であれば、既存集落内の土地を自己所有、もしくは自己親族の所有地であれば居住用の専用住宅の建築が可能となるという事になります。そのうち右上の下線を引いた部分の記載が重要で、但し書きとして、自己所有地の考え方には、農地の場合、条件付仮登記までつけてあれば自己所有と同じ様に見ることができるかと記載されています。その為、極端なことをいいますと、20年以上調整区域に住む親族がいる方の場合、図面の黒斜線が引かれている区域の中においては、所有権を取得できれば、自己用住宅であれば家が建てられる見込みがありますという事になります。その親族の範囲は、資料の3頁目に記載の系図を見て頂くと、かなり広い範囲で認められているという形になります。その為、今回のケースの考え方ですと、申請者である□□□様は滑川町に住み始めて2年程度ですが、奥様である□□□様のご両親、こちらが1親等の親族になるのですが、こちらの方々が滑川町の○○○×××番地×××という市街化調整区域に約21年間居住しているため、要件を満たすこととなります。そのため、今回、仮登記まで行えたということで建築が可能となり、開発上の許可が見込まれることとなります。これにより他法令許可見込み有という事で、農地転用申請が可能という判断になりました。但し、現時点で滑川町においては可能という解釈で、ご理解をお願いしたいと思います。都市計画法に関する考え方、開発に関する細かい回答につきましては、部局が違いますので、もし詳細を確認したい方がいらっしゃいましたら、開発指導担当の方に直接お問い合わせ下さい。説明は以上になりますが、ご審議の程、宜し

くお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

5 番 はい。1班、班長の5番、高柳です。最初に事務局さんに訂正をお願い致します。申請地ですが、「フクダオモテマエ」と読んでいましたが、「シモリョウオモテ」ですので宜しくお願い致します。

事務局 すみません。

5 番 「オモテマエ」と読んでいた様でしたので、議案書が間違っているわけではなく、読み間違いだと思いますので、訂正として宜しくお願い致します。それでは、前議案と同じく6月19日、土曜日10時より、農業委員4名、推進委員3名の計7名で現地調査を行い、申請地の境界杭等を確認しました。詳細については同じく担当委員の井上さん、宜しくお願い致します。

14 番 はい、担当委員の14番、井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては、同じく役場を〇〇〇して、〇〇〇線を〇〇〇方面に向かい、×××km程行った〇〇〇の所を右に曲がって×××m程行った左側が申請地です。申請目的は、申請人の□□□さんと□□□さんが、譲渡人の□□□さんの所有する土地に自己用住宅を建築する為です。理由書がございますので読ませて頂きます。私は平成26年に結婚し、滑川町大字〇〇〇の実家にて、私の両親と私たちと長女とで暮らしております。平成30年、長女が生まれた事で今の住まいが手狭になり、両親にも不便な思いをさせる事になってしまいました。私たち夫婦は、独立して家を建てる事を決めました。私たちは自己所有する土地が無い為、住宅を建築する場所の選定にあたり、住み慣れた滑川町内であることを最優先として土地を探していました所、今回、申請させて頂く土地をご紹介頂きました。この申請地は、現在の住まいからも時間がかからない距離にある為、両親に子育てを協力してもらえ、そして将来、私たちが両親の生活の手伝いができる事なども考え、申請地に選定致しました。以上の理由により、

5条申請を致します。面積は463㎡です。建築計画は明確にできております。資金面も確保されております。排水計画は5人槽合併浄化槽を使用し、道路側溝に放流致します。雨水は浸透枳の宅内処理とします。万が一、被害が生じた場合は、責任を持って対処致します。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇担当の推進委員の□□□です。現地調査をしたところ、道路に面している所なので問題はないと思うのですが、審議の程、宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。無いですか。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第33号番号4については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付致します。日程第3、議案第33号は以上になります。それでは一旦換気の為、暫時休憩と致します。  
(換気の為、10分間の小休止)

議長 それでは、再開致します。日程第4、議案第34号「農地法第4条制限除外について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より議案第34号「農地法第4条制限除外について」をご説明致します。今月の申請件数は1件、42.72㎡の転用申請が審査対象となります。整理番号1の説明、朗読をさせていただきます。議案書は3頁、図面は議案第34号資料1-①から②と議案第34号関係追加資料と書かれたものをお手元にご用意ください。お手元に無い方いらっしゃいますか。

議長 資料が無い方がいらっしゃるようなので、一旦休憩と致します。

(各委員の資料確認、事務局での資料コピー等)

議 長 再開致します。

事務局 それでは説明致します。番号1、対象地は滑川町大字〇〇〇字  
〇〇〇×××番×××の一部、畑、農振地域内の農地、登記簿面  
積 974 m<sup>2</sup>のうち 42.72 m<sup>2</sup>が対象となっております。申請人ですが  
滑川町大字〇〇〇字×××番地、□□□様です。申請事由ですが、  
既存倉庫が農地法による手続きがされていなかったことが判明  
したため、200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設として継続利用を認めていた  
だきたいというものです。備考になりますが、農地法施行規則第  
29条第1項第1号に該当する案件でございます、2a 未満の農  
業用施設として届出がされたものです。補足の説明になりますが、  
追加資料をご覧ください。通常、自身が所有する農地に建築物等  
を建築する場合は、農地法第4条に基づく転用許可申請を必要と  
します。しかし但し書きとして、耕作上必要な農業施設で2a 未  
満の施設であれば、事前に届出を行うことで認めることができ  
となっております。こういったものが農業用施設として認められ  
るかという、本日お配りした資料の右側に四角で囲んだ中のカ  
ッコに記載されているような内容であれば認めることができ  
となっております。今回、申請者の利用目的はトラクター等の農  
機具置場として利用するもの、その上で必要最低限の面積で届出  
の範囲内という事で手続きを行うという事になりました。先程も  
お話はさせて頂きましたが、通常であれば届出という事ですので、  
着工前、これが原則という形になります。但し、今回の施設に関  
して確認すると、施設の元々は昭和30年頃の牛舎がもとで、昭和  
46年時代の航空写真等見させて頂きましたが、建築物らしきもの  
が写っております。事務局でも手続き記録を確認しましたが、届  
出があったという記録が見つからず、本人も持っていないという  
事で、今回、是正追認という形で認めて頂けないかという事で改  
めて届出が出されたという事が今回の申請内容になります。それ  
らをふまえて、ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調

査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

- 5 番 はい、1 班、班長の 5 番、高柳です。前議案と同じく 6 月 19 日、土曜日 10 時より、農業委員 4 名、推進委員 3 名、計 7 名で現地調査を行い、申請地の境界杭等を確認しました。只今、事務局から詳細な説明がありました通り、昔、建ててしまった 2 a 未満の農業用倉庫を追認して頂きたいという案件でございます。詳細については、担当委員の齋藤さんをお願い致します。
- 3 番 はい、担当委員 3 番、齋藤哲男です。申請者の妻、並びに代理人の立会のもと、10 時から現地確認を実施しました。住所につきましては、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、地目は畑と農業用施設。農業用施設の面積規模につきましては 42.72 m<sup>2</sup>。建築面積は 19.4 m<sup>2</sup>です。申請者は□□□氏です。場所ですが〇〇〇の〇〇〇側の道を〇〇〇に進行し、約×××m 行った左側が□□□の自宅です。道路を挟んで東側、緩斜面が申請場所です。この農業施設ですが、昭和 30 年代に牛舎として使用していたものを、農業用施設として使用し、傷んできたので修繕しながら使用していたが、届出をしていない事が判明し、今回の申請になったわけです。□□□氏の理由書がありますので読ませて頂きます。理由書、今回、私が農地法に基づく農業用施設の届出を行う理由を説明します。私は現在、〇〇〇□□□番地に住んでいます。3 年前に脳梗塞を患い、自宅で妻の看病を受けています。その様な事情の為、妻も長時間自宅から離れた形で仕事をする事ができない為、自宅に近い農地で農作業を積極的に行っております。その中で、自宅東側にある畑、〇〇〇×××番では、積極的にキュウリ、ナス等、作付けをしており、現在も有効利用しております。私が所有する農地の耕作に必要な農業機材等が保管されている倉庫が今回の申請になります。昭和 30 年頃に牛舎として使用されていた施設が元で、その後、農業用施設として利用してきましたが、老朽化が進んだ為、修繕工事を行い、現在も使用している状況です。耕作等の農作業のしやすさから、この倉庫をそのまま

利用しておりましたが、今回、農地法に基づく手続きがされていなかった事が判明した為、事後になってしまい申し訳ないのですが、手続きを行う為、届出を行うものです。私の居住する敷地では、こういった農業機材等を保管する倉庫の建築が困難であり、他の所有地も既に手狭でさらに諸事情等で建築する事ができません。今後も農業を続けていく上で、この施設はどうしても必要なものになりますので、認めて頂けます様、宜しくお願い致します。といった内容でございます。周囲の状況ですが、申請者居宅の北側に実家があります。既に別世帯が居住し、建築物等が建築できない。南側につきましては建築機材を置く為の倉庫で農業用機材を置くスペースがございません。申請場所の南側ですが、〇〇〇の駐車場になっております。北東部につきましては沼が隣接し、申請場所の東側は竹林で覆われている様な状況です。このような事から周囲に影響を及ぼす事は、考え難いと考えます。また支障がある場合には責任を持って対処する。また奥様に農業について確認した所、今後もこの農業用施設を使用して励んでいきたいと強い意志を確認しました。この案件ですが、特に問題なく適当と考えます。ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 〇〇〇地区担当の推進委員、□□□でございます。今、委員さんの説明で、ほとんど私の言う事も無くなっているのですが、調査結果の報告の中には無かった点として、ちょっと気が付いた所を言いますと、やはりこの建物は、60年以上前から最初に牛舎として作られ、私も小さい頃、ちょっと覚えていますが、やはりそういう中で、この×××番×××の農地は、沼と〇〇〇に囲まれて、周辺農地への影響というものもございません。その中で、問題は無いと考えております。それと、この脇の道路ですけれども、この町道に対しても第三者への通行、それから歩行者に対しても迷惑はかからないと考えます。一つご審議の程、宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担

当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、無いようですので、申請内容を確認し受理とする事に賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 34 号については承認と決定致しました。以上で、議案第 34 号は終わります。日程第 4 は以上になります。

議長 日程第 5、議案第 35 号「滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より議案第 35 号「滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を説明致します。議案書は 4 頁及び議案第 35 号資料として配ったもの、また、議案第 35 号の参考資料として配っているものをお手元にご用意ください。参考資料として絵柄がついているものに関しては、4 月 12 日の研修の時に配布した冊子の抜粋になります。この案件は通常年 2 回、6 月と 12 月に該当案件があれば農業委員会で審議を行うこととなります。制度の詳細及び今回の案件の説明については、産業振興課の農林商工担当が行いますので、宜しくお願い致します。

議長 はい、お願いします。

産業振興課 はい、皆様、改めまして、こんにちは、産業振興課、農林商工担当の吉野と申します。どうぞ宜しくお願い致します。内容と致しまして、議案第 35 号、滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見につきまして、35 号の資料に基づき、説明をさせていただきます。皆様既にご存じの通り、農業振興地域の変更、いわゆる、除外と言われるものでございます。除外とは何かと申しますと、農業振興地域整備計画の中にある、滑川町の将来に亘って残していかなければならない最も重要な農地であるという事で解



積をしております。そこを農地以外のものにしたいという申請がございまして、今回1件の事案が出てきております。なぜ、農業委員会の皆様に、お話をするのかといいますと、先程ありました通り、委員会の同意を頂きたく、この席に説明に参った次第でございます。それでは、早速でございますが事案番号1につきまして、所在地、地目、面積等を説明させていただきますので、宜しくお願い致します。まず、所在地でございますが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番の一部でございます。地目につきましては、登記簿、現況とも畑でございます。面積につきましては、499 m<sup>2</sup>。所在の目的につきましては、分家住宅を新規に計画したいというお話でございます。事業計画者につきましては、□□□さんでございます。そちらに書いてございます、必要性・適当性・非代替性、農業利用への支障、この辺りにつきましては、まず要件を満たしているという事で確認ができてございます。農業に対する支障は無いと産業振興課の方では考えてございます。一枚めくって頂きまして、場所の方でございますが、こちら新しくできました〇〇〇の道を挟んですぐ北側の土地が申請の場所になっております。こちらの方に新しく分家住宅を建設したいという申請が出てございます。説明につきましては以上でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当の吉野主幹より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは無いようですので、申請内容について承認する事に賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第35号については申請内容を承認とし、農業委員会として異議なしとして、滑川町長に意見を送付致します。以上で議案第35号の審議を終わります。日程第5は以上になります。

議長 日程第6、議案第36号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」を議題と致します。本議案につきましては、3名の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定「議事参与の制限」がございますので、事務局から議案内容の全体の説明をして頂き、その後、該当委員さんにご退席頂き、審議を行いたいと思いますがそのような審議の方法で皆様宜しいですか。

(委員より、はいの声あり)

議長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。事務局より説明をお願い致します。退席委員の移動について説明のため一旦、中断します。

(事務局より退席案内と待機方法等の説明)

議長 それでは再開致します。事務局より議案の説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第36号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)」をご説明致します。議案書の5頁、議案第36号資料をご用意ください。表紙を1枚めくって頂きますと内容が書かれておりまして。今回は69筆94,061㎡が対象となっております。資料の訂正を2か所お願いします。1つ目は、「利用集積計画概要表」の一番上に書かれている議決年月日は削除し、空欄に修正をお願いします。2つ目が、同じく「利用集積計画概要表」の、「10年・通年・使用貸借権」の田16,313㎡の箇所に期限が記載されていませんが、その1つ上の「10年・通年・貸借権」の期限「2021年7月1日から2031年6月30日」と同じになりますので追記、確認をお願いします。それでは説明を再開致します。それでは説明を再開致します。内容の内訳ですが、3年の貸借、こちらが19筆、30,168㎡になります。6年の貸借、こちらが26筆、40,548㎡になります。6年の使用貸借、こちらが3筆、2,912㎡、9年の貸借、1筆、1,579㎡、10年の貸借、3筆、2,541㎡、10年の使用貸借、17筆、16,313㎡となります。詳細につきましては、次の頁以降の調書に、借り手・貸し

手・土地の所在等をまとめさせて頂いております。整理番号の頭番が同じものにつきましては、同一の申請書によって記載されたものであることをお願い致します。尚、今回の申請にあたりまして、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先程会長からご確認いただいたように、該当委員の方にはお手数ですが、ご退席頂いて各審議の方を進めて頂きたいと思っております。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法第 18 条の各要件を満たしていることをご連絡を頂いている旨もご報告させていただきます。ご審議の程、宜しくをお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。まずは、整理番号 83～87、100～107 番を除いて審議致します。この件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですのでこの件につきまして、計画案に承認する事に賛成の方の挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、この件につきましては、計画の通り承認することに決定致します。続きまして番号 83 と 84、□□□委員さん、退席をお願い致します。

(□□□委員、退席)

議 長 それでは、83 番と 84 番の件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。それでは無いようですので、この件についての計画に賛成の方の挙手をお願い致します。

(□□□委員を除く、全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件につきましては計画通り承認する事に決定致します。□□□委員さんの復席をお願い致します。

(□□□委員、復席)

議 長 続きまして、85 番から 87 番、□□□委員さん、退席をお願い致します。

(□□□委員、退席)

議 長 この件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、挙手を

お願い致します。それでは無いようですので、この件につきまして計画案に承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

(□□□委員を除く、全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件につきましては計画通り承認する事に決定致しました。□□□委員さんの復席をお願い致します。

(□□□委員、復席)

議 長 続きまして 100 番から 107 番、□□□委員さん、退席をお願い致します。

(□□□委員、退席)

議 長 100 番から 107 番、この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。それでは、無いようですので、この件につきまして計画通り承認する事に賛成の方、挙手をお願い致します。

(□□□委員を除く、全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件につきましては計画通り承認する事に決定致しました。□□□委員さん復席をお願い致します。

(□□□委員、復席)

議 長 すべて審議は終わりました。議案第 36 号については、すべて計画通り承認する事に決定致しました。日程第 6 は以上になります。

議 長 日程第 7、議案第 37 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 37 号「相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況の確認について」をご説明致します。議案書の 6 頁、議案第 37 号資料と議案第 37 号参考資料と合わせて、本日配布した議案第 37 号資料 1-②と 2-②をご用意ください。内容について簡単に説明をさせていただきます。今回の審議対象者は 2 名になります。農業をしている方が、農業を営んでいた被相続人から、農地の相続をした場合、相続税の納税猶予を受けられる制度があります。この手続きにおいて、猶予期間の満期を迎えるに

あたり、適用を受けている農地が適切に農地として利用されているかどうかという事で、税務署から農業委員会へ調査依頼がありました。初めに事務局より、議案書及び確認点について説明、朗読を致しますので、担当の農業委員、推進委員さんより、現地調査結果を報告いただきまして、ご審議頂ければと思います。それでは資料1を番号1と読み替えさせて頂きまして説明、朗読をさせて頂きます。番号1、対象者、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様。特例農地の所在地・地目・面積ですが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、4,663㎡、外3筆、合計6,359㎡が対象となっております。位置については資料の1-②をご確認ください。内容についてですが、平成13年1月18日の被相続人の死去に伴う納税猶予が、適用の満期を迎えるにあたり、現在の利用状況等について確認するものです。まず事務局からの調査結果について、ご報告させて頂きます。お手元にこちらの□□□様の一覧表を見て頂けると説明がわかりやすいと思います。配布した資料に記載されている土地の所在、面積等は記載のとおりです。いずれの土地についても現在、転用及び貸借はありませんでした。現地の利用状況については、現地調査をされた担当委員、推進委員さんからご報告を頂ければと思います。宜しくお願い致します。

議 長 どうもありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を担当委員さんよりお願い致します。

9 番 はい、4班9番、赤沼です。6月19日、土曜日、午前8時より、農業委員5名、推進委員2名で現地の確認を行いました。該当する土地の利用状況につきましては、全筆とも農地として管理をされていまして、ご報告申し上げます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇担当、推進委員の□□□です。先程、担当委員さんの方からご説明がありましたが、現地調査をした所、4筆ですか、全て保全管理がされて手入れがされていますので、特に問題ないと思いますので、ご審議の程、宜しくお願い致します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、担当委員さん、推進委員さんより詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、自らが所有し、自らが農地として使用していることを確認できたということで賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 37 号番号 1 については、審議結果を東松山税務署長に回答致します。以上で、議案第 37 号番号 1 終わります。

議 長 続きまして、議案第 37 号番号 2 をお願い致します。

事務局 はい、続きまして事務局より番号 2 について説明させていただきます。資料番号 2 のものを番号 2 ということで、読み替えの方お願い致します。説明、朗読をさせていただきます。議案第 37 号資料 2 及び図面の資料 2 - ②をお手元にご用意ください。番号 2、対象者の方、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様。特例農地の所在地番・地目・面積ですが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、514 m<sup>2</sup>が対象となっております。内容ですが、平成 13 年 3 月 31 日の被相続人の死去に伴う納税猶予が、適用の満期を迎えるにあたり、現在の利用状況等について確認するものです。まず事務局からの調査結果を先にご報告を致します。□□□様のお配りしたこちらの資料をお手元にご用意下さい。配布した資料に記載されている土地の所在、面積等は記載のとおりです。いずれの土地についても現在、転用及び貸借はありませんでした。現地の利用状況については担当委員、担当推進委員の方よりご報告を頂ければと思います。宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を担当委員さんよりお願い致します。

13 番 はい。13 番、金井です。納税猶予に係る農地の利用状況確認を 6 月 19 日、土曜日の午前 8 時より、農業委員 5 名、農地利用最適

化推進委員2名、計7名にて実施しました。□□□様の納税猶予地を調査した結果を報告致します。対象の農地は1筆で、場所につきましては、〇〇〇の信号から〇〇〇に向かい、〇〇〇の信号を〇〇〇して×××m程〇〇〇方向に進んだ所を更に〇〇〇し、×××m程進んだ先になります。ご自宅に隣接した庭畑で、ネギやキュウリなどの野菜や果樹が植えられており、耕作がされてきました。自ら所有し、自ら農地として使用しているといえます。報告は以上となります。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区、推進委員、□□□でございます。申請農地については、自宅の前の畑でしっかりと管理され、作物等も作付けされていたので、特に問題は無いと思われます。本申請に関する意見は以上になります。

議 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員、担当推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは無いようですので、自らが所有し、自らが農地として使用していることを確認できたということで賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第37号番号2については、審議結果を東松山税務署長に回答致します。以上で、議案第37号番号2については終わります。日程第7は以上になります。

議 長 日程第8、議案第38号「農地法第3条の3について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第38号「農地法3条の3(相続等による権利移動)について」をご説明致します。議案書の7頁、議案第38号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は4件、13,934㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括し

て説明させていただきます。それでは説明、朗読をさせていただきます。

番号1、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、田、961 m<sup>2</sup>、外3筆、田畑合計2,492 m<sup>2</sup>になります。位置については、議案第38号資料1をご確認ください。届出者ですが、滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権(持分)の取得によるものです。補足として、受理状況は備考に記載のとおりになります。相続登記が遅れていたため、2段階の相続についての届出がされたという形で処理の方をさせていただきます。続きまして番号2になります。所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、田、780 m<sup>2</sup>、外2筆、田畑合計1,154 m<sup>2</sup>になります。位置については、議案第38号資料2をご確認ください。届出者ですが、滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権取得になります。補足として、受理状況は備考のとおりです。続けて説明を致しますので、議案書8頁を開いてください。ここで資料の一部修正をお願いしたいのですが、この頁の中段あたりから□□□様の説明になりますが、申請番号の欄の境界線と番号が記載されていませんでした。□□□様の案件、〇〇〇×××の土地から4番の案件として追記をお願いします。それでは番号3の説明をさせていただきます。所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、田、2,965 m<sup>2</sup>、外4筆、田畑合計4,587 m<sup>2</sup>になります。位置については、議案第38号資料3をご確認ください。届出者ですが、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考のとおりです。続きまして番号4ですが、所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、田、3,225 m<sup>2</sup>、外7筆、田畑合計5,701 m<sup>2</sup>になります。位置については、議案第38号資料4をご確認ください。届出者ですが、滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。



議 長 はい、事務局の説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは、議案第 38 号の質疑を終了致します。日程第 8 は以上になります。

議 長 日程第 9、議案第 39 号「農地法第 5 条(届出)について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 事務局より議案第 39 号「農地法第 5 条(届出)について」を説明致します。議案書の 9 頁、議案第 39 号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は 1 件、254 m<sup>2</sup>になります。農地法第 5 条の規定で所有者以外が農地転用を行う場合には原則許可となりますが、同法第 1 項第 7 号に対象地が市街化区域内の農地の場合は、あらかじめ届け出をすることで転用可能と規定されております。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させて頂きます。それでは説明、朗読をさせて頂きます。番号 1、所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、254 m<sup>2</sup>になります。位置については、議案第 39 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが、滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は、使用貸借権を設定し専用住宅を建築するため、転用したいというものです。受理状況につきましては、備考に記載のとおりとなっております。報告は以上になります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、議案第 39 号の質疑を終了致します。日程第 9 は以上になります。

議 長 日程第 10、議案第 40 号「滑川町農業委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 40 号「滑川町農業委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について」をご説明致します。議案書の 10 頁、議案第 40 号資料と記載されているものをご用意ください。それでは説明致します。現在、町民の利便性向上及び行政手続簡素化として、「地方公共団体における押印の見直しマニュアルの策定について」が示されており、それに基づき滑川町全体で書類の押印について見直しが予定されております。こちらの情報としましては、条例等につきましては 9 月議会で町に関するものについては手続きをするというふうに聞いているのですが、ただし農業委員会所管の例規については、町部局とは異なるため、町の条例改正では手続きができない事になります。あくまで農業委員会の総会での決定が必要となるため今回議案として事務局から上程をさせて頂きました。資料の表が、例規改正の規則になります。この規則を制定した場合、押印見直しとなるものが裏面に記載されております、推進委員さんの申請書関係という形になります。ルールとしますと、署名捺印という形で一番手続きが厳しいものとする、それを署名のみ、または記名・押印、記名のみにするという選択肢の中で、今回からは、この手続きによって、記名のみ、つまり押印を不要とする形にするものです。尚、根拠法が別にある申請書、例えば農業委員会が受けているものと、農地法を根拠としている申請書等については、別途の調整が必要になります。こちらは農業委員会の審議を行う際に行っている農地法はそういった扱いになってしまいますので、国からは、押印廃止の方向の連絡を受けておりまして、つい先日ですが、県からも、こういった運用にしましょうという形で連絡が来た所でございます。ただ、実際の運用につきましては、9 月 15 日から、こちらはスタートですという話を聞いていますので、また、その時点で皆様にご連絡したいと考えております。議案第 40 号の説明は以上になります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。只今、事務局より詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、

ご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは、無いようですので、この規則については、制定することに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 40 号については規則の制定を決定致します。日程第 10 は以上になります。

議 長 日程第 11、議案第 41 号「滑川町農業委員会農地改良届取扱要領等の廃止について」を議題と致します。事務局より説明を宜しくお願い致します。

事 務 局 事務局より議案第 41 号「滑川町農業委員会農地改良届取扱要領等の廃止について」を説明致します。議案書の 11 頁、議案第 41 号資料と記載されているものをお手元にご用意ください。こちらでも事務局上程の案件になります。内容としましては、先程の議案でお話をさせて頂いた際に、町の所管する例規等を見直したところ、今回、議案とする例規の確認ができたのですが、農地改良につきましても埼玉県の方で定めています、「農地改良等の取扱いに関する要綱」がありまして、そちらに基づいて、現在、手続きを行っています。押印廃止に伴いまして、押印が必要なものという形で、こちらの書類も調整が必要な例規となっていたのですが、内容を確認したところ、県の基準とそぐわない点がかなり出てきております。そうしますと、どちらの基準が正しいのかという事で、お客様からもわかりづらくなってしまいう事がございますので、今回こちらの要綱については、内容を見直す必要があるという事で、この様な形の対応を考えております。要領の部分改正等も検討しましたが、県内で同じような要領を作成している市町村が 3 か所しかなく、そのほとんどが県要綱をふまえて、それを補足する形で、指導範囲を強めているものという内容でした。こちらの要綱は現在、県との内容が相違している状態で、公表状態になっているものなので、このような形で周りの住民の方に迷惑を掛けるのも宜しくないかと思っておりますので、困惑を招かないよ

うに現在の要領等を廃止したいと考えています。ご審議の程宜しく  
お願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局より、詳細な説  
明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、  
ご意見・ご質問がありましたら、挙手をお願い致します。宜しい  
ですか。それでは無いようですので、この要綱については、廃止  
することに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 41 号については要綱の廃止を決定  
致します。日程第 11 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案はすべて終了致しました。それで  
は、閉会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会令和 3 年第 6 回総会は、  
閉会することに決定致しました。ご協力をありがとうございました。  
大変どうもありがとうございました。

事務局長 北堀会長、委員の皆様、長い時間、本当にありがとうございました。慎重審議あり  
ありがとうございました。それでは、総会を終了  
させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶を宜しくお  
願い致します。

職務代理 大変鬱陶しい季節になりました。田植えも終わり、ちょっと農  
業も一段落した所だと思います。今日は長時間にわたり、慎重審  
議を、ありがとうございました。これをもちまして、令和 3 年第  
6 回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会 長 どうもお疲れ様。ありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和3年7月26日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 西 澤 泉

署名委員 赤 沼 裕